

○国立大学法人宮崎大学男女共同参画推進委員会規程

平成23年9月22日  
制 定

改正 平成24年3月29日 平成26年3月31日  
平成27年10月1日 平成27年12月24日  
平成28年3月25日 令和3年10月1日

(趣旨)

第1条 国立大学法人宮崎大学（以下「本法人」という。）に、本法人における男女共同参画を推進するため、国立大学法人宮崎大学男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 男女共同参画推進に関する基本方針に関すること。
- (2) 男女共同参画推進に係わる方策の策定に関すること。
- (3) 男女共同参画推進の点検、評価及び改善に関すること。
- (4) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究・企画担当理事
- (2) 教育・学生担当理事
- (3) 病院担当理事
- (4) 人事・基金・SDGs担当理事
- (5) 総務担当理事
- (6) 清花アテナ男女共同参画推進室長
- (7) 教授又は准教授 教育学部、医学部、農学部、地域資源創成学部及び工学教育研究部 各1人
- (8) 企画総務部長
- (9) 研究国際部長
- (10) その他学長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 前条第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第10号の委員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、任命した学長の任期の末日以前でなければならない。
  - 3 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、第3条第4号の委員をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
  - 3 委員会に副委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。
  - 4 副委員長は、委員会を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
  - 5 委員長は、委員会において審議した結果を学長に報告するものとする。

(議事)

- 第6条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。
- 2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会)

- 第8条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、研究国際部研究推進課の協力を得て、企画総務部人事課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に任命される第3条第5号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月24日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に選出される教育学部及び地域資源創成学部の委員、相談員又は兼任教員（以下「委員等」という。）の任期の末日は、当該委員等の任期の規定にかかわらず他学部選出の委員等の任期の末日と同じ日とする。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。